

ヘルプマーク・ヘルプカードの運用について

1 現在の状況について

(1) 考え方

1月4日から運用を開始とするが、まずは「ヘルプマーク」を市民、関係機関へ周知することに主眼を置き、「ヘルプカード」の利用希望者には、趣旨や個人情報の取り扱い、自己責任で使用する事等の説明を行ったうえで、社会福祉課窓口のみで配布する。

さらに、利用者、市民等の反応を見ながら、4月を目途に配布場所の拡大を図る等、本格的に運用することとしたい。(12月22日付け各委員に文書にてお知らせ)

(2) ヘルプカード(ヘルプマーク)の様式

1月の運用開始時に第1版として別紙の様式の配布を開始した。

(3) 広報・周知

まずは、ヘルプマークの趣旨を広く市民に理解してもらうことが大前提となることから、周知を図っていくこととしている。

①市民向け 広報あこう1月号及び赤穂市ホームページ(別紙)

②市職員向け 庁内報1月号(別紙)

(4) 兵庫県の動き

12月25日付で兵庫県がヘルプマーク、ヘルプカードの運用を発表した。(別紙資料)

(5) 現在の配布状況

社会福祉課窓口での配布は合計7枚(1月30日現在)

2 今後の運用について

(1) ヘルプカード(ヘルプマーク)様式

今後の運用の中で必要があれば様式を見直していく。

(2) 広報・周知

①広報 随時広報あこうの空きスペースにヘルプマークを掲載する予定
(直近では2月号に掲載)

②周知 ヘルプマークについて、ステッカー等を配布するなど関係機関に周知を行う。
(予定先) JR赤穂駅、ウエスト神姫、タクシー業者、赤穂市医師会
行政機関、民生委員等の会議の場での周知に努める。

(3) ヘルプカードの配布場所

(予定先) 社会福祉課窓口、総合福祉会館、すこやかセンター、各公民館、
ほか公共機関、赤穂市ホームページ

(4) 兵庫県ヘルプマーク・ヘルプカードとの併用

希望者には兵庫県ヘルプマーク(タグ型)、ヘルプカードの案内を行う。

(5) 利用にあたっての心がまえ

- 【手助けが必要な方】 ヘルプマークを提示するときは・・・
周囲に何らかの支援を求めたいときのみ提示し、声をかけてほしいサインとして利用する
- 【手助けする方】 ヘルプカードを見かけたら・・・
まずは声をかけ、求められた手助け、配慮をできる範囲で行う。

3 スケジュール予定

時期	内容
2月7日	協議会
	※周知ステッカー等の作成
2月9日	広報あこう2月号にてマーク周知
3月上旬	関係機関に説明
3月12日	定例民協にて説明
3月中旬	配布場所に依頼
4月2日	本格運用開始／ホームページ